

福島原発事故 避難者訴訟

津波対策 国の責任否定

東京高裁判決 東電の賠償は拡大

東京電力福島第一原発事故で福島県から群馬県などに避難した住民ら九十一人が東電と国に計約四億五千万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高

裁は二十一日、国と東電に賠償を命じた一審判決を取り消し、国の責任を否定した。足立哲裁判長は、東電に津波対策を命じなかった国の対応について「著しく合理性を欠くとは認められない」と判断した。

原発事故の避難者らが国を訴えた集団訴訟の高裁判決は二件目。一件目の昨年九月の仙台高裁判決は国の責任を認めており、判断が分かれた。原告側は判決を不服とし、最高裁に上告する方針。

判決は一方で、東電に対して原告九十人に計約一億一千九百七十二万円の支払いを命令。国と東電を合わせ六十二人に計三千八百五十五万円の賠償を認め、一審判決より救済範囲を広げ、金額も三倍超に増えた。

訴訟では、二〇〇二年に政府機関が公表した地震予測「長期評価」の信頼性が争われた。

足立裁判長は、長期評価の内容には公表当時から異論があり、同年に土木学会が公表した知見とも整合しないとして、これを基に巨大津波の襲来を予見できたとは言えないと指摘。防潮堤の設置や扉の水密化など対策を講じたとしても、原発内への津波の浸水を防止できなかったとして「津波対策に関する国の対応に問題があったと認めることは困難だ」と述べた。

その上で、東電の賠償責任を認め、事故当時に誕生していなかった一人を除く原告九十人に七万円、約千五百万円を支払うよう命じた。

一審は全国初判断となった一七年三月の前橋地裁判決で、東電が長期評価に基づき、原発の敷地を超える津波の襲来を予見できたのに、対策を怠ったと指摘。東電に津波対策を命じなか

った国の対応も「著しく合理性を欠き、違法だ」と述べた。